



上田

満弘がパシフィックネット<3021>株式の変更報告書を提出（保有減少）



パシフィックネット<3021>について、上田  
満弘が4月23日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「共同保有者間における株式売買により、単体株式等保有割合の1%以上の増減」によるもの。

報告書によると、上田 満弘のパシフィックネット株式保有比率は、55.50%と0.94%減少した。

報告義務発生日は、2015年4月17日。